

令和2年度緊急及び空家修繕工事業者公募型一般競争入札の案内

県営住宅及び公社賃貸住宅の緊急及び空家修繕工事を行う希望者を、下記のとおり募集しますので、関係書類を作成のうえ所定の期日までに提出してください。

なお、提出された書類は、業者を選定するにあたっての資料であり、これにより業者を決定いたします。

令和2年2月12日

群馬県住宅供給公社
理事長 中島 聡

記

1 対象工事

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 工事名・工事場所 | 別紙のとおり |
| (2) 工事範囲 | 別紙のとおり |
| (3) 工事概要 | 県営住宅及び公社賃貸住宅の緊急及び空家修繕 |
| (4) 工事期間 | 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日まで |

2 工事を希望することができる者の要件

群馬県工事請負資格者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する当該入札に係る契約を締結する能力を有していない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 群馬県財務規則第170条第2項の規定に基づく県の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。

留意事項

- ※ 緊急の場合には、休日・夜間にかかわらず修繕対応していただく場合があります。
- ※ 複数工区への入札、契約が可能です。

3 業者決定方法等

- (1) **低入札価格調査制度**を適用し失格基準価格は設けない。
- (2) 予定価格範囲内かつ調査基準価格以内で入札が行われた場合、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とするが、最低価格の入札者が複数いた場合、後日連絡し、抽選等により決定する。
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札保留とし、調査、検討した後に落札者を決定する。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すること。
- (6) **業種及び工事場所に対する公開開札を令和2年3月18日（水）13時30分から前橋問屋センター会館 龍の間にて行い落札候補者を決定する。**
- (7) 提出書類に虚偽がある者は、失格とする。

4 提出書類

次の書類を、各1部提出すること。

- | | |
|--|---------|
| (1) 緊急及び空家修繕工事希望申請書 | (様式第1号) |
| (2) 県営及び公社賃貸住宅修繕工事に対する、受付から修繕完了までの職員配置 | (様式第3号) |
| (3) 入札書 | (様式第5号) |

(4) 仮想設計書（参考設計書）に単価金額を記入したもの

※ 上記提出書類及び参考設計書は、公社ビル1階にて配布及び群馬県住宅供給公社ホームページ（<http://www.gunma-jkk.or.jp>）からダウンロードできます。

メールでのお問合せは、jkk@gunma-jkk.or.jpまでお願いします。

（必ず件名を入れ、本文を入力してください）

※ 仮想設計書（参考設計書）で積算した工事価格（消費税及び地方消費税を含まない）を入札書に記載する場合は、両者の金額が一致していることが原則ですが、千円未満の端数処理については、有効な入札として取り扱います。

5 提出期間、場所等

(1) 提出期間 令和2年2月13日（木）～令和2年2月28日（金）まで

午前9時から午後4時まで

（ただし、土曜日、日曜日及び正午から午後1時までの時間を除く）

(2) 提出場所 〒371-0025 群馬県前橋市紅雲町1-7-12

群馬県住宅供給公社 1階 管理部営繕課

TEL 027-223-5811

(3) 提出方法 申請書類は、直接持参のこと。（電子申請は受付けておりません）

申請書類はA4版とし入札書・設計書を除き左側2箇所をホッチキス止めとする。

入札書・設計書は、それぞれ別に封入封緘し封筒（長3120×235mm程度）表に会社名、希望工事名を記入し提出する。

6 その他

(1) 公社は、提出された入札書・設計書を公開開札の日までは開封しない。

(2) 公社は各地区落札業者（落札候補者）を、令和2年3月19日（木）から24日（火）まで公社ビル1階にて開示する。

(3) 設計金額に対する落札金額の割合を落札比率とする。

(4) 設計単価に落札比率を乗じた単価（契約単価）をもって修繕工事単価契約を締結する。

(5) 修繕工事の支払額は、前記(4)の契約単価をもって出来高に応じ支払額を算定する。

(6) 緊急及び空家修繕決定業者には、令和2年3月25日（水）に電話にて連絡する。

(7) **緊急及び空家修繕決定業者に対し、令和2年3月27日（金）群馬建設会館 研修室1にて下記時間に説明会を行う。**

県営住宅修繕（給排水衛生）工事（単価契約） 午前10時から

県営住宅修繕（電気）工事（単価契約） 午前11時から

県営住宅修繕（建築）工事（単価契約） 午後2時から

(8) **各工区の給排水衛生及び電気工事の応募が無かった場合はその工区の建築工事を落札した業者に追加契約することとし、その単価については、給排水衛生及び電気工事設計単価に建築工事の単価契約と同じ落札比率を乗じた単価とする。**

(9) 令和2年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件入札について執行の停止等を行うことがある。

(10) 当該入札の落札決定の効果は、令和2年4月1日に、令和2年度予算発効時において効力を生ずる。契約の締結は令和2年4月1日とする。

注 意

* 本契約は、単価契約を基本としているため、今回提示した設計書は、仮想設計書（参考設計書）であり、設計数量等は地域及び地区によって差異が生じます。なお、平成30年度の工事实績表は、別紙のとおりです。